

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

- ・「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について

計2枚（本紙を除く）

Vol. 330

平成25年5月24日

厚生労働省老健局介護保険計画課

[ 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願ひいたします。 ]

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2164)  
FAX : 03-3595-4010

老発 0524 第5号  
平成25年5月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の  
軽減制度の実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来から御配慮いただいているところであるが、  
今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の  
実施について」（平成12年5月1日老発第474号）の一部を別添のとおり改正  
し、平成25年8月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、  
関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたつ  
ては遺漏なきよう期されたい。

## 別添

○低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発474号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）  
【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに 係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱  1～3 (略)	(別添2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに 係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱  1～3 (略)
4 留意事項 (1)～(4) (略)	4 留意事項 (1)～(4) (略) <u>(5) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護 が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又 は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者 負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者につい ては、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にか かる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1） を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額 とすることができる。</u>